

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【34】」

2. 日時：令和4年4月8日(金) 15時45分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官※、鈴木主任安全審査官※、西内安全審査官、  
畠山審査官、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 コメント回答について
- ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 補足説明資料(抜粋)
- ・資料-3 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 保安水準を適用する火災感知器設計の整理について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の岩野です。それでは、大飯発電所第 34 号機、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:13	それでは、関西電力から、
0:00:16	提出していただいている火災感知器設計の整理についてという資料、こちらを
0:00:24	関西電力の方、資料画面共有していただいてもよろしいでしょうか。
0:00:31	はい。関西の原子力事業本部です。画面共有させていただきます。
0:00:51	はい。画面共有させていただきましたが確認できますでしょうか。
0:00:57	はい。規制庁の岩野です。確認できております。
0:01:00	それでは、こちらから幾つか確認をしたいと思います。
0:01:04	まずですね、前回のヒアリングでは、
0:01:08	安全停止に係る機能を各についての整理を確認、共通認識をとった上で、貯蔵設備とセイキの貯蔵機能を有する機器と後、次は、もう一つは SA 機能有する機器ですね。
0:01:21	それについても、それについてもちょっと整理を考えてきてくださいということをつけ出しをしていました。
0:01:27	まず、貯蔵機能の方についてですけども、
0:01:32	どういう要件が満たされれば、貯蔵機能の保安水準が確保されるのかってところを、まず関西電力の方から説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:01:43	これはですね、
0:01:45	安全停止については、
0:01:51	安全停止に係る 2 系統のうち、どちらか 1 系統が生き残れば、一つ成功パスが確保されるので、
0:02:01	そういう一つ成功パスが確保されるような、
0:02:07	ことがカンセキ設計で、理屈なりカツキ設計のところでしたっきり説明できませんっていうのが要件だと思ってる。
0:02:15	で、同じように貯蔵機能についてはどういう条件が満たされればいいのかというところを、宇都というところを満たされれば、理屈なり換地設計が身の方に繋がるっていうところのその要件の最初のところをちょっと、
0:02:28	説明していただきたいと思っています。すいませんちょっと長くなったんですけど、関西電力の方よろしく願います。
0:02:45	安西電力原子力事業本部クマクラです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:49	放射性物質を貯蔵する機器等についてですけども、3時間の耐火比木で区切られた火災区域内に設置されていれば、
0:02:59	要件を満たすというふうに考えてございます。
0:03:07	はい。規制庁の今野です。それはあれですが、火災防護審査基準でいうところの2.3の、
0:03:13	2.3の影響軽減対策のところにあるものが満たされれば、加古さん確保されてればいいというそういう説明と同じだと思っただらいんでしょうか。
0:03:35	はい。関西電力原子力事業本部熊倉です。
0:03:39	今ご発言いただいたところ、
0:03:42	と同等というふうに考えてございます。
0:03:50	すいません。
0:03:52	技術基準規則の本則の内容からすると、設計基準対象施設の安全性が損なわれないっていう、すいません。
0:04:03	ていうところが柱書きに書いてあって、
0:04:08	その設計基準対象施設である、安全停止だったり、
0:04:13	何でしたっけ、放射性物質の貯蔵閉じ込めっていうところに対して、そこに展開されて、それぞれについてどういう理屈がなり、どういう要件があってどういう理屈が成り立つのかっていうところを、
0:04:25	確認すると思っています。その上で、
0:04:30	今のその3時間耐火の、
0:04:34	対応ができていれば、
0:04:39	設計基準対象施設である放射性物質の貯蔵閉じ込めがどうなるので、柱書が満たせる、保安水準が満たせるとかっていうそういう説明に繋がるんです。
0:05:20	関西電力原子力事業本部熊倉です。
0:05:23	宗相馬。はい。
0:05:25	はい。規制庁の岩野です。承知しました。
0:07:37	はい。関西電力原子力事業本部熊倉です。大変お待たせしました。
0:07:43	技術基準の頭のところの記載というのは、理解しているのですが、その個別の内容というのが、火災防護の審査基準の方に記載されていると思っているのですが、その2ポツの基本事項のところにございますように、
0:08:01	火災の発生防止、あと感知消火影響軽減それぞれの火災防護対策を、2ポツの(1)の①と②、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:11	安全停止に必要なもの。
0:08:14	が設置される火災区域及び火災区画、あと、放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を有する。
0:08:20	機器が設置されている火災区域、この火災区域、
0:08:25	のところに対して、
0:08:27	火災の影響軽減対策をしなければいけないというのがあって、それを受けて、先ほどお示しました、2 ポツ、3 ポツ、1、
0:08:39	のところの(3)の、
0:08:43	3 時間以上の耐火能力を有する耐火兵器によって他の火災区域から分離されていること、
0:08:50	この要件を満たさなければいけないというふうに考えております。
0:09:02	はい。規制庁の今野です。
0:09:04	今回本水準は柱書、11 条の柱書に対して適用していて、その柱書との
0:09:12	対応関係ってというのが、今の 3 時間耐火ってのはこれなんか手法であって、何か、何を要件じゃないと思うんですね何を満たせば、保安水準の方が達成されるかとか柱書が、
0:09:25	達成されるかっていうところの水、要件ではないと思うので、
0:09:31	何かそこら辺のところは検討していただきたいんですけど、何ていうんすかね設計基準対象施設を、
0:09:38	防護するってというのが 11 条の考え方からすると、設計基準対象施設というのは、運転時の異常な過渡変化または設計基準対象事項の発生防止とかこれらの
0:09:51	拡大を防止するために必要なものっていう、設計基準対象施設の定義からすると、その
0:10:00	で、刀禰設計基準事故と割って、ああいうところが許可の基準の中に入ってますけども、
0:10:06	ここでは、
0:10:09	設計基準対象事項が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出する恐れがあるものとして、設計、
0:10:20	安全設計上想定すべきものっていうことが、設計基準対象事項のところに書いてありますけど、こういう定義からすると、この放射性物質が、
0:10:28	多量におき、
0:10:30	多量の放射性物質を放出する恐れがあるってところを、何かしら防止するためってところから、何か

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:39	やりたいことがある設計上やりたい関西電力と設計上やりたいことがあるんじゃないかなあという気がしてるんですけど。
0:10:47	関西電力の方は、何か今の終わった市の、
0:10:51	理解について、ちょっと認識をっていうんですかね、ちょっと受けとめをちょっと。
0:10:57	回答お願いします。
0:11:03	関西電力原子力事業本部鎮目でございます。ちょっとあの音になっておられることがですね、ちょっと私ども伺っていて、
0:11:14	ちょっと基準解釈のそもそも論のところにもひもとき戻っているようにも聞こえるところもありまして、放射線ブース、猪東海林機能の定義とか、
0:11:25	決めている範囲というところについてはこれまでも、
0:11:32	再稼働時のですね、設置許可のまとめ資料であるとか、工認に照らして、そういった設備が何が選定されているところとかいったところをご説明させていただきました。
0:11:45	今ここで整理の中で問われているのは、それに対して、どうか、形になることによって、水準が守られるのかと。
0:11:58	いうことをですね、お話、頭位をいただいたと理解してますので、先ほど衛藤熊倉が申し上げましたように、共通事項にある考え方に照らして、
0:12:11	火災区域の設定でですね、放射性物質のちょうど閉じ込め機能を考慮して区域を設定して、その3時間の隔壁で盤間バウンダリでとじ込みを、
0:12:23	設定しているという考え方に照らした、お答えをさせていただきました。で、ちょっとそこからですね、また土肥がすみません、ちょっとこちらとしても、
0:12:37	どのようにお答えするとうまく紙があるのかというところを考えながらしゃべってるところがございまして、はい。先ほどの答えは、放射性物質のちょうど取り込み機能、
0:12:49	に関して火災区域を設定して、その中で閉じ込められることによって、満足されていると考えていて、その中で感知器というものを、
0:13:01	設置することによって、保安水準が満たされるというのが今の議論であると、そのように理解してる次第でございます。
0:13:09	すみませんちょっとまた
0:13:11	元に戻った議論になる、なるのかなということも気になりましたので、ちょっとこちらから申し上げました。以上です。
0:13:44	規制庁の今野です。少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:47	規制庁都築です。ちょっと待ってる間に今関西電力の方で、
0:13:52	説明された閉じ込めっていうのは火災を閉じ込めるっていう意味で説明されてましたそれとも放射性物質を大量に放出させないようにするためにパフェ武装。
0:14:04	閉じ込めるっていう意味で言われているのか、ちょっとそこだけちょっと明確にしたいんですけども。
0:14:12	はい、関西電力原子力事業本部牛島でございます私が申しあげましたのは、今は鈴木さんがおっしゃられた後者の放射性物質の閉じ込めに関わる機能を有する。
0:14:24	機器についてですね、選定したときの考え方にちょっと戻して、その機器のある箇所に区域を設定してというところを申しあげました。そこについては火災の閉じ込めという、
0:14:39	ご説明ではございません。以上です。
0:14:43	規制庁杉です。その話は3時間耐火とは関係ない話。
0:14:48	そして説明されたっていうことですか。
0:14:52	ちょっと私は話の流れからすると何か、3時間耐火兵器の話があったので、その
0:14:59	耐火兵器の中に火災を閉じ込めるって意味で何か閉じ込めって言われたのかなって。
0:15:05	聞いてたんだけどそういうことではないってことですか。
0:15:25	すいません。千島でございます。今鈴木さんが問いになられていることはちょっと二つのミーティングがある。問いになってるので確認されると理解をいたしました。
0:15:38	もともとの基準は、放射性物質閉じ込め機能を有する機器を選定して、火災区域を設定するというので、区域を設定した箇所に対して3時間の耐火液を求めて、
0:15:54	そこで火災を閉じ込めるという方法論で、設計対応しているという理解でございます。
0:16:01	先ほど私がご説明していたのはその放射性物質閉じ込めの機器の選定等は過去にご説明していて、
0:16:10	そこに対して区域を設定してるというところも、これまでにはご説明していて、
0:16:18	放射性物質の閉じ込め機能について今回問われたのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:23	感知器の保安水準を議論するに当たって、何をもちよとするんですかと、問われた場合には、私どもはバウンダリーとし、して意識した場合には、区域境界壁のところ、
0:16:39	閉じ込め機能が守られていることによって、担保が取れていると、そんな趣旨で先ほどご回答していたものでございます。
0:16:51	以上です。
0:16:53	規制庁スズキでちょっと私は何か違う。
0:16:56	意味合いで説明をされていると。
0:16:59	思っずずっと聞いてたんで、
0:17:02	理解できてなかったんですけど、最初にイワノが、
0:17:06	確認したのは、
0:17:09	貯蔵、或いは放射性物質がある程度、
0:17:12	の量で貯留しているような、
0:17:16	設備のところに対して、
0:17:21	十分な保安水準の話をしてたと思っいてそのときの、
0:17:25	答えとして3時間耐火日で困われていれば、
0:17:30	貯蔵機能は、
0:17:32	守られるんだっというところから何か話がいったと思っいたんですけど途中から何か閉じ込め機能と貯蔵機能の話分けて、
0:17:41	説明が変わっいて。
0:17:44	説明をされたっということですか。
0:17:48	ちょっと
0:17:50	まず
0:17:51	閉じ込めの方の話なのか、貯蔵の方の話をされていたのかっという、当時五味の方の話をされてたんですかね、ずっと。
0:18:05	監査委員の牛島でございませ。別にそこを使い分けて何か違い分けをした説明をしたという意図はございませ。ちょうど閉じ込め機能を有する機器に対して、
0:18:16	火災区域を設定してあつて、そこに3時間の耐火的にあることによつて、そこで閉じた対応であるということをお先ほどご説明していたところ、
0:18:30	規制庁数月ということはお
0:18:33	中にあるものが、
0:18:36	貯蔵機器設備なのか、閉じ込めの設備なのか別としてもとりあえずその放射性物質を大量に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:45	発電所想像っていうか管理区域の外っていうか、あそこに出さないようにするためには、
0:18:53	貯蔵だったり閉じ込めだったりっていうのが、火災区画区域の中のその退出、3時間耐火駅みたいなところに、
0:19:01	閉じ込められていてそれぞれ、一つのところじゃなくてそれぞれ閉じ込められていけば、それ一によって、守られているってことがいえる。
0:19:12	それ自身が
0:19:15	それ保安水準なのか。
0:19:17	それとも
0:19:19	火災防護審査基準に適合するのかってところは感知器を置くか置かないかってところによってくるだけだっってそういう意味合いですかね。
0:19:31	関西電力牛島でございます。今まず前半スズキさんがまとめていただいたところの趣旨はこちらの説明通りして、衛藤町またはとじ込み機能企業について区域を設定してあって、耐火兵器の要求があるので、
0:19:47	その中で、火災も含めですね、閉じ込めが維持される期待されるということをご説明しておりました。意図はそういったところでありました。あとホそこから保安水準というところについてはですね入口の質問のところも逆に確認になるのですが、何をもって、
0:20:06	何が維持されることによって、これが保たれると理屈を考えているのかと問われましたので、私ども保証放射性物質の貯蔵閉じ込め機器というものについては、区域を設定して耐火力の要求があって、
0:20:21	そこでバウンダリーが維持されることによって保たれると、その中で、そう、早期にという言葉を使ったり使わなかったりはあるかもしれませんが、
0:20:32	保安水準として一般機器によって、換気ができて消火対応につなげることで、影響を限定できるということにつなげられるまで保安水準というところに繋がるのだと、そのような理解をさせていただきます。
0:20:50	規制庁スズキです関西電力がお答えになった意味合いのところは、
0:20:55	私の方は理解できましたので、本庁の方で、
0:20:59	何が
0:21:01	自分たちの質問の意図と、
0:21:03	ずれているかずれていないかってところを、砂丘があれば、続けてください。
0:21:15	規制庁の岩根です。少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:22:31	はい、わかり、規制庁のイワノですお待たせしました、これについてはそうですねちょっとこちらでも整理をして、下整理をした上で、追加で質問があればまたお聞きしたいと思う。
0:22:44	そうすると、今、
0:22:51	3時間耐火ができれば、保安水準が確保されるっていうところの間の説明を今していただいたと。
0:23:01	思うので、
0:23:03	そこら辺ちょっとわかるようにですねすみません資料の方拡充をしていただきたいと。
0:23:08	思います。
0:23:09	すいません次ですけども、エッセイ機能についても同じように、そのSA機能が、
0:23:17	守られ何ていうかね。
0:23:21	SA設備の機能が、火災によりそ、その損なわれないっていうところが、
0:23:28	達成できる要件っていうのをすいません説明お願いします。
0:23:51	関西電力吉澤でございます。SA設備については重大事故等に対処するための機能を損なわないというふうにあるんですけども、
0:24:02	そこについても火災防護の審査基準、これに準じてというのがありますんで、まず、SA設備全全部を
0:24:14	網羅ないといけないということではなくて、設計基準対象設備に準じて、安全停止期の保有する衛生設備、
0:24:26	これを防護すべきというふうに考えております。
0:24:33	SA設備、
0:24:35	いろんなところありますけども、例えばSAピット新燃料貯蔵庫エリア、ここでしたら、SAピット監視カメラとか、そういったものもございますけども、
0:24:47	そういったものは安全停止に関係のない設備、当間シンプル配管室も、下部キャビティ注水ポンプ、水系ありますが、これについても、安全停止に影響がない設備と、
0:25:02	いうふうに一つ一つ整理しながらですね、確認していったところでございます、それまだ市場に文字化できてませんけども、
0:25:14	そういった整理をきちっと落とし込みたいと考えているところです。
0:25:25	せ、規制庁の岩野です。安全停止に限った理由というところをちょっともう一度詳しく説明していただいてもよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:36	関西電力吉澤でございます。設計基準対象設備、安全機能を有するものについては、多重化されているので、系統分離と、
0:25:49	いうところで片方守るというところは、まだできるんですけど、SA設備は、多重化されていないもの、一つしかないものもあってそれが、
0:26:01	単一のエリアなり、或いは火災区画の中で、火災があったときに、
0:26:09	SA設備そのものが、ハッカーする場合も当然あってですね、そういった状況を考えると、SA設備をすべからく防護
0:26:20	をする必要があるんあるのかどうかというところを考えたときに、火災防護審査基準に準じてというところがあるんで、安全停止と、
0:26:31	いうところを一つの境界というか、考え方にして、防護できるのかどうかというところを整理していった方が、
0:26:44	整理すべきではないかと、そういうふうにいる次第です。
0:26:56	規制庁の今野石津
0:26:57	関西電力の瀬、説明は理解はしたんですけど、その基準の 52 条との関係として、
0:27:08	はどうなんですかねやっぱその審査、火災防護審査基準に準じ、
0:27:13	は、11 条の解釈、すいません。
0:27:16	52 条の解釈のところから 11 条の解釈に準ずるものっていうところから火災保護審査基準の方に行くと、火災防護審査基準で安全停止になっているからっていうそこ。
0:27:28	だけが理由ってことなんで、
0:27:31	なんかちょっとすみません 52 条の本文足のところとの関係があまり見えなかったもので、
0:27:39	何かその関係性ってもうちょっと説明できますでしょうか。
0:27:47	はい、関西電力原子力事業本部熊倉です。
0:27:50	今、今、岩野さんのご理解の通りでして、52 条側の解釈が 11 条に準ずるというところに、飛びまして 11 条側の解釈の方で火災防護審査基準によると、
0:28:04	そういった繋がりになってございますので 52 条に関しても、火災防護審査基準、こちらに準ずるものと、そういうふうな流れで考えてございます。
0:28:23	はい。規制庁の岩根です。関西電力の考えについては、理解を
0:28:29	いたしました。
0:28:33	すいません。とりあえずですね今関西電力から、安全停止関連のみは、が守られるようになっていうところだったんですけど、ちょっとその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:43	要件に照らしてですね、今、
0:28:45	保安水準を確保できる理屈って言ったところとか感知器設計っていったところ、今回の資料に書いていただけてますけど、その要件を満たせる。
0:28:56	理屈なりが、どういう説明になって、
0:29:02	理屈が満たせる感知器の設置要件というのがどういうものになってるかっていうところ、この
0:29:08	資料の欄のところですね、の説明をちょっとお願いします。一通りですね、お願いします。
0:29:36	関西電力原子力事業本部、熊倉です。
0:29:39	藤。
0:29:42	一通りのご説明ということで、まず画面共有させていただいておりますけれども、原子炉格納容器内のオペレーティングフロアの御説明ですが、こちらの
0:29:52	オペレーティングフロアを含んでいる火災区画、原子炉格納容器ですけれども、
0:29:59	重大事故等対処施設、
0:30:02	は日数のケーブルであったり、毎月そのものといったものがございます。
0:30:08	当該エリアに設置されている重大事故対象数、
0:30:13	施設ですけれども、
0:30:14	SGであれば頻度協定できておりまして、中には水が入っていると。なので、火災による影響を受けない。
0:30:25	というふうに整理してございます。また、
0:30:29	イグナイターであったり、といった機器ございますけれども、こちらに関しては原子炉の安全停止に影響のないものというふうに考えてございます。
0:30:39	こちらがまずオペレーティングフロアの御説明です。
0:30:46	続けて、
0:30:49	網羅的に説明ということでよろしいでしょうか。
0:30:52	すいません規制庁のようです一度ちょっと止めたいと思います。
0:30:56	今の説明で感知器、
0:30:59	の設置方法みたいなど関係してくるんですけど。SGは、燃えない金属筐体で燃えないから大丈夫なんですってことで換気設計の話が、
0:31:09	全然関係してなかったようにも聞こえたんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:18	整理の原子力事業本部です。少々お時間いただきたいのですがよろしいでしょうか。はい。規制庁の岩野谷津、承知しました。
0:35:24	関西電力原子力事業本部熊倉です。
0:35:30	オペレーティングフロアに、ごめんなさい、失礼しました
0:35:35	危ない。
0:35:37	浅井区画である原子炉格納容器。
0:35:40	内の、オペレーティングフロア。
0:35:42	にあります
0:35:44	重大事故等対処施設について先ほど、影響を受けないですとか安全停止への影響はないということで、ちょっと発言させていただきましたが、このようなものは、そういう影響を受けないですとか安全停止に影響はないと。
0:35:59	それ以外の当該エリアの外、
0:36:03	同一火災区画の中で、当該エリア以外の部分にもですねFO-A機器ございまして、そのようなものに対して、火災による
0:36:15	影響を与えないように、火災の影響を限定したいと考えておりまして、そのために火災感知器を設置して、火災の影響を限定する、そういうふうに考えてございます。
0:36:31	はい。規制庁の岩野です。今、SGに関してに限った話をされていると思うんですけど、そのSG以外、
0:36:41	何かそうですね、SG以外の機器については、何か当然守らなきゃいけない。同じ区画内にあるもので守らなきゃいけないようなパターンがあつてたまたまSGだけが、
0:36:55	ちょっと言いすぎさっき説明された理由で除いた、あの日間か、SGに対して感知器をする必要はないというそういう説明をされてるんですかね。
0:37:05	その一般的に、SA設備に対してどう防護するかみたいなのところもちょっと説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:38:15	関西電力原子力事業本部鎮目でございます。先ほど口頭で申し上げてる今共有している緑の箇所の意図するところはですね、当該エリアに設置されている設備はというところで繋がっているSGとかSNイグナイタ、
0:38:32	っていうところはSA機器でございますけれども、そういったものはあるんだけれども、そこで一旦切れてですね、火災による安全停止の機器というのはなくて、
0:38:45	その安全停止の機器への影響はありませんと、言葉が少し足りてないかもしれませんが、その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:53	上に富士ケーブル他と書いてあるんですけども、ディスクケーブルっていうのはですね、すみませんちょっとエレベーションいますのでここはご容赦いただきたいんですが、
0:39:04	このオペレーティングフロアよりもですね、下部のところに系統分離を施しあのミスケーブルが走っているところがありますけれども、あそこには
0:39:15	影響を及ぼさないと考え、位置関係からそのように考えてございます。ちょっと言葉が足りてませんが、そういったことから、このオペレーティングフロアにおける火災を想定して、
0:39:28	煙が上に溜まっていく過程において、煙を右側に書いてある感知器設計によりですね、開口部、隣接の開口部の高いところにある場所で、
0:39:39	感知器、煙感知器で感知する設計としてするとした場合にですね、そういうよりも下層にある、安全停止の機器であるリースケーブル等が熱的な影響を受けるものではないと。
0:39:53	そういうふうにご考えてございますといった趣旨でございます。言葉がそういった点で足りておりませんので、そのような趣旨に直させていただきたいと思っております。
0:40:27	規制庁の伊ワノS少々お待ちください。
0:44:47	規制庁の今野谷津お待たせしました、
0:44:51	ちょっと今一通り、一通りというか1例説明していただいたんですけど、そもそも今安全停止にの関連に限っている理由っていうのが、
0:45:01	よくわからなくてですね、新規制のときの審査では、
0:45:07	SAとして安全停止に鍵安全停止だけを挙げているわけではなくて、安全ステージに関係するものだけ挙げているわけじゃなくて、SA設備は網羅的に、
0:45:17	火災防護するものとして、
0:45:21	リストアップしているので、そもそも新基準の時等の説明と、今回合わなくなると思っていますので、何かそこそういうところを踏まえて何をSA設備として、
0:45:33	何を守る、SA設備として守らなきゃいけないものは何かというところをちょっともう一度検討していただきたいと、を考えています。
0:45:42	当関西電力の方、認識を認識上の方はいかがでしょうか。
0:46:02	関西電力吉田でございます。ちょっとSSB位が火災で機能喪失。
0:46:12	した場合に、安全停止機能を有するものか否かというところで、今整理するような記載になってますけども、その衛生設備をなぜ守らないといけないかと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:28	いうところで、DB設備とSA設備、同じ機能を有するものが、同時に機能喪失しないであるとか、そういった観点での整理も、
0:46:40	必要かと、いうふうに、こちら、ちょっと議論してまして、ちょっとこちらでまた考え整理してですね、資料に落とし込みたいと思います。
0:47:14	規制庁西内です。1度また関西電力の方で検討をいただいて、資料化していただくってことでまずは承知しましたで。
0:47:25	検討にあたって、念のため、一応もうちょっと補足的にお伝えしますがこちらが今考えてたこと、
0:47:32	先ほど説明そちらの説明の中では、52条のSAの火災の要求があつて、解釈を見ると11条に準じますと書いてますと、
0:47:45	11条を見に行くと、火災防護審査基準によると書かれているので火災防護審査基準見に行くと、安全停止っていうのを守るってなってるので、今回もそうしましたみたいなそういう説明にまず聞こえたんですけど。
0:47:59	まずその説明は、新基準時にはそういうせ、そういう考え方してないですよ。
0:48:05	新基準のときには、準じますっていうところは多分、準じてると思うんですけど、防護対象っていう観点でいうと、そこはまるっとその火災防護審査基準のあそこの記載を、準じてるわけじゃなくて、
0:48:16	SA設備全般をまず防護する。
0:48:19	いわゆる防止設備も監視せ緩和設備も含めて、防護する、52条の対象とするっていうことだとまず理解をしています。
0:48:27	なので、少なくとも先ほど説明された、そういった解釈を追っていった、の安全停止に限りましてっていう説明だけされても、まず納得できない、理解ができない。
0:48:38	というのがまず現状の状況なんですね。
0:48:41	で、その上で、
0:48:44	あくまで、
0:48:45	今吉田さんが言われたそのDBとの多様性っていう観点なのかよくわからないですけど、SAの中でも安全停止だけを守れば十分な捕捉要求に対して十分な保安水準があると考えているのであればそこを埋めるような説明が必要だと考えています。
0:48:59	というのがまず、こちらが考えていることです。それにあたって、吉田さんが言われた対応DBとの多様性という観点も考える必要あるかもしれないですけど、
0:49:11	それだけじゃないと思うんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:14	その観点からだけ整理しようとする多分間違える気もしていて、ちょっとまず1度、基準、
0:49:21	の要求事項を踏まえてご検討いただいてまた資料化したもので説明を改めていただければと思っています。
0:49:28	江藤よろしいでしょうか認識合ってますかね。
0:49:34	はい。関西電力嶋でございます。今、吉田の説明につきまして、23まとめていただいたという点については理解をしました。で、ちょっとまだこの後吉澤からも発言あるかとは思いますが、多分そのセイリガクのところですね。
0:49:50	かえって難しい整理になるかもしれないということをご懸念されての発言かと思えます。私今ちょっと割って入りましたのは、11条と52条の情報要求のところを見たときにですね。
0:50:03	もともとの11条では、感知器の要求としてですね、早期の感知といった観点からのもともとの要求があって、それらの具体的な適用にあたってですね、火災防護審査基準によると、
0:50:19	いう今導き方で展開されてございます。一方的に52条のSAの要求の方はですね、感知消火のところの個別要求のところは、
0:50:32	あくまでも火災と同時に発生すると想定される自然研修により、感知設備消火設備の機能が損なわれないように施設することと、いうことがですね、SAの52条の要求としては課せられていると。
0:50:47	いう理解をしております、今回の、早期感知という観点のそもそもの要求事項はですね、11条の感知のところ、
0:50:57	から呼び出されて、そこから火災防護審査基準でブレークスルーの読み解きがあって、そこから今網羅的なあかん、設置要求に対して、
0:51:11	基準適合性、或いは保安水準の適用といった議論がなされていると思えます。
0:51:17	その理解ですのでちょっと52条からですね、読み込みに行こうとするときには、この52条単独でですね、早期感知の観点から網羅的にというふうには、読めないというふうにはまずは思っております、
0:51:34	11情報から読んだところでもってですね、今区域区画に対する要求事項というものを整理してやってきたというのがまずは、今までの実態でございます。
0:51:47	すいませんその点だけちょっと申し上げたかったので終わっております。失礼をいたしました。ちょっと吉田の方からもあるかもしれないので、変わります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:03	関西電力吉田でございます。
0:52:06	当間SA設備については火災防護審査基準というところRAWもありますけども、技術基準で求める保安水準、
0:52:17	それ一をどのように達成するかというところを、絞ってですね、少し整理をさしていただいて、
0:52:29	まとめたいと思います。以上です。
0:52:41	規制庁西内です。
0:52:48	少しだけお待ちいただいているいいですか。
0:53:15	あ、規制庁西内です
0:53:17	衛藤。
0:53:19	だけは補足の説明も含めてまず説明されたいし、説明しようとして
0:53:26	いることっていうのは
0:53:39	概略は理解できましたのでまずはちょっと資料化をしていただいて、こちらとしてもちゃんとないように、認識にそごがない方も含めてですね、ちょっと確認をまずしたいと思います。で、
0:53:51	少なくとも、新基準のときには、この 52 条に対しての設計として、火災防護対象機器を、まず関西電力としても選定をしているというものだと思います。
0:53:52	で、
0:53:58	なぜじゃ今回十分な本S14 に行こうとした時にその選定の仕方が変わるのか。
0:54:12	そこがなぜ限定できるのかっていうところは、この説明をされたのであれば必要となる部分の説明だと思いますのでそこは、この整理が生きているのであればそのままその部分をしっかりご説明をいただくようお願いをできればと思います。
0:54:28	他に何もなければ一度今野に戻しますがよろしいですかね。
0:54:53	規制庁の岩根です。関西電力の方、いかがでしょうかこの点についてはもうよろしいでしょうか。
0:55:03	規制庁の岩野です。関西電力音声聞こえてますでしょうか。
0:55:15	はい。関西電力原子力事業本部嶋でございます。本籍小出でございます。先ほど西内様からご指摘いただいた点も含めてですね。再稼働の時の 11 条 52 条のセイリガク。
0:55:15	もう当然ありますし、そこを踏まえて、今回保安水準を適用する時のですね、適用の仕方とセイリガクのところだと思っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:55:27	ご示唆いただいたところはこちらでも理解をいたしましたので、そこにちょっと留意しながらですね、回答について検討したいと思います。以上です。
0:55:41	はい。規制庁の岩野です。それではです。検討の方よろしく願います。
0:55:46	次にですね、
0:55:48	Cvのオペフロのところの火災感知器のその設置方法であったりだとか、そうですね、保安水準が満たせる理屈であったりだとか、感知規制感知器の設置、
0:55:59	設置の要件であったりっていうところをちょっと一通り説明をしていただきたいと思います。3月の31日に提出していただいた資料の、
0:56:10	資料2、
0:56:12	ー114ページのところをお願いします。
0:56:19	今回、今回整理表の方の一番上のオペフロのところへんところのところについて今、
0:56:28	CV内のエリア番号を振っていただいておりますけども、
0:56:34	資料2ー114ページのところの段、A'断面図のところ、
0:56:43	今回、一番上のオペフロのところの感知器設計に含まれるのは8ー1とか8ー3とか9ー1とかって言ったところも含んで、同じ設計にするというふうな説明になっておりますけども、
0:56:57	そういったところで火災が起きたときにですね、どういう煙の流れであったり空気の流れがあって、
0:57:05	どういう理屈で、どこにある感知器で感知されるのかというところの、一通りの説明をお願いしてもよろしいでしょうか。
0:57:24	はい。関西電力原子力事業本部熊倉です。
0:57:28	今
0:57:29	資料2の114ページの断面図のところ、フジイ側の、
0:57:38	ループ数のSG側の上部のところのエリアのことを指して発言いただいたところだと思うんですけども、こちらで発生した、
0:57:48	火災ですね、尾野が上がるような火災であれば、それぞれのグループ、フロア、
0:57:56	エリアにつけています炎感知器で、
0:57:58	感知することができるというふうに考えてます。でも、煙のみが有意に発生するような火災が発生した場合においてもですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:09	こちらについては兼務リーダー、原子炉格納容器同一火災区画である原子炉格納容器の上限に溜まっていきまして、
0:58:19	最終的には原子炉格納容器の中の開口部となるところから、隣の隣接する火災区画に煙が流出する、そんな、そのような煙の流れというのを考えてございます。
0:58:32	そのため原子炉格納容器内のですね、
0:58:37	開口部になり得るところ、
0:58:39	よりも高い場所に煙感知器を設置する設計としてございます。
0:58:45	実際に、じゃあどこに火災感知器をつけるかという、
0:58:49	開口部よりも高い場所にある。
0:58:52	場所ということで、オペレーティングフロアの発火下になり得る。
0:58:58	設備の直上に設置する、このような設計にしてございます。
0:59:06	はい、原子炉規制庁の岩野です。念のために確認ですけども、
0:59:12	例えば 8-1 とかのエリアのところでは火災が発生した場合には、その煙が煙がオペフロのその上部のところに、
0:59:22	ずっと全部充満して行って、
0:59:29	感知器があるエレベーションまでズーッと煙が充満して行って、それで感知されるっていうそういうイメージをしたらよろしいんですね。
0:59:46	はい、関西電力原子力事業本部熊倉です。
0:59:50	今おっしゃっていただいた通りのイメージでございます。
0:59:54	はい。規制庁の今田です。関西電力の考えはわかりました。
0:59:59	これなんですけども、し、
1:00:02	ループ室とかですね、のところでは
1:00:06	ファンがあって、そこで空気の流れがこうこういう空気の流れがありまおきますっていうのを、別の資料の方で説明されていましたが、
1:00:15	オペフロのところでは、もう同じように空気の流れが発生するわけではないんですかね。今何か取れファンが止まっているときだけの話をされているような、
1:00:26	気がしていて、ファンが起動している時、
1:00:31	とかも含めて、同じようなことを説明されていますでしょうか。
1:00:59	関西電力熊倉です。
1:01:02	ファンが停止している場合、
1:01:04	及びファンが起動している場合、どちらの場合についても、先ほどご説明させていただいた通りの理屈で感知できるものというふうに考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:22	規制庁の今野です。
1:01:23	そういうことであれば、
1:01:26	まず
1:01:27	あれ、
1:01:29	それはファンの空気を、
1:01:33	等、
1:01:35	ちょっとお待ちください。
1:03:47	はい。すいませんお待たせしました規制庁の伊ワノです。今、ファンのによる気流の流れは、煙に影響しないっていう説明だと理解してるんですけど。
1:03:59	そういう説明であれば、何かどう。
1:04:02	どうしてそれが成り立つのかっていうところをちょっともう少し説明して資料化していただきたいんですね。
1:04:08	普通に煙が発生してですね、その近くにファンがあればそのファンの気流に合わせて義務、煙がそのファンに流されて、当然、煙はファンの影響を受けるというふうに理解してるんですけど、
1:04:21	ファン起動中も起動してないときも同じような挙動になるっていうところはちょっと理解できなかったんですね。
1:04:28	今、ちょっと補足で説明とかができますでしょうか。
1:04:34	関西の原子力事業本部熊倉です。
1:04:37	今岩野さんがおっしゃっていただいたように、パン、
1:04:41	脳、空気の流れっていうのに乗った形で煙ってのは流れていくふうのように考えてございます。ただしファンの空気の流れっていうのが、原子炉格納容器ループ室内にある。
1:04:53	吸気ファンからの開口部、こちらを通じてオペフロ側に抜けていくと、なので、ファンによる空気の流れっていうのも、
1:05:05	上方に向かっていく、空気の流れであると、なので、ファンが起動している場合と、起動していない場合、こちらについても、オペレーティングフロアから、
1:05:16	四肢、格納容器の上部の方に抜けていくような、煙の流れになると、そういうふうに考えてございます。
1:05:24	はい。規制庁の岩根です。今の説明は理解しました。8-1とか8-3とか、9-1って書いてあるエリアについては、そうですね。
1:05:36	何でしたっけ今みたいな空気の流れになると、そういうことで、というそういうことですね。すいません。10-1とかですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:47	とかっていうところに煙が達したときには、当然オペフロの上のところに煙がそのまま上に流れていくと思うんですけど、
1:05:57	そのオペフロのその中の1とかっていうそのええとエレベーションのところ、こういったところには、ファンはないっていうそういうことですか。
1:06:06	そのそこにあるファンの空気の気流の影響とかってのは受けないんでしょうか。
1:07:23	すいません規制庁の岩根です。私の質問って聞こえてますでしょうか。
1:07:36	関西電力吉田でございます。ファンが移動中は、確かにループ室から上部に上昇基準があつて、そこから循環加工。
1:07:51	真壁喜多つて加工して、その過程で煙は結構まざつてですね、薄まるんですけども、
1:08:01	オペフロの堆積に対して、ファンによる循環量というのは、ごく一部になるんで、結局、煙が上に行くほど、
1:08:16	濃いというところは、あの場の起動中であっても、同じだと、いうふうにはこちらは考えています。デパが停止中は当然ながら上に溜まっていくというところは、ご承知の通りかと。
1:08:45	もう、
1:08:49	規制庁のようなやつ少々お待ちください。
1:09:57	規制庁の今野です。お待たせしました。
1:10:01	気流の流れに影響を受けずに上の方からどんどん蓄積していくっていう、今、関西電力説明があつて、下鈴木さんにおかれては、今の説明何か疑問。そうですね。鈴木さんと関さんにおかれては、
1:10:16	今の説明で何か疑問があるところがあればお願いします。なければ、とりあえず今の考えでちょっと庁内で検討したいと思つてます。
1:10:30	関西電力、吉澤でございます前回、お出しさしていただいた整理所から、地形変えてる部分がありまして、それループ室の中の煙について、
1:10:43	ですけども、ここうについては以前までは、ファンによる自由の攪拌、煙の価格は、
1:10:53	によって、煙感知器がコンクリート部分にあるごく一部になるんですけど、攪拌されるんで、この煙で感知して保安水準02と、
1:11:07	いうふうに、前回は説明してたんですけども、ファンの強い機関も含めて、本当に感知できるかというところ。
1:11:18	はこちらで再検討させていただきまして、やっぱりファンが停止している部分で、ループ室の一番上のグレーチング面で火災が起こった時には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:31	ちょっと水平方向、横にある煙で感知するが、難しいのではないかと いうところもあってですね、ループ室については、このオペレーティングフ ロアに設置する煙、これを兼用するというふうにならざるにちょっと設計見直してる 部分。
1:11:49	ありますんで、ちょっと補足。さしていただく。
1:12:03	規制庁鈴木です。
1:12:06	先ほどのループ数SG側のところ、
1:12:12	立ち上がってる部分ですねSGの、
1:12:17	トップヘッドがあるところの隙間から上昇をしていくというところですね ども、
1:12:25	桐生として強制対流を、
1:12:28	起こしてるファン自体は吸込口オペフロにあって、
1:12:33	それ各部屋に冷やした空気を持ち込んで、結果的に最後、
1:12:41	ループ数のあたりだとかカツキ須田あたりからオペフロの方に戻ってい くんだっていう、
1:12:47	そういう流れになってるCVの壁と床の隙間から、多少はこういつたりき たりする可能性もあると思ってますけれども、
1:12:56	それは理解してるんですけども、そこに乗ってきた煙がオペフロ、オ ペフロとか要するにテンドンの部分ですねあそこに。
1:13:06	なんかたまり続けるっていうのは何か、物理学的に、
1:13:11	何か説明になってないなって個人的には思っているんで、その辺、
1:13:16	どういう
1:13:20	どうしてそこに煙がたまるんだっていうところは、
1:13:23	説明していた資料かステップするところで説明を加えていただきたいと 思います。
1:13:30	私からは以上です。
1:13:44	はい。規制庁の岩間です。すいません関西電力の方、資料下の方、よ ろしくお願いします。コメントがあればお願いします。
1:14:05	関西電力熊倉です。
1:14:07	オペフロエリアに向かう子数の流れ等も考慮して、
1:14:11	資料の記載を充実させていただきたく思います。
1:14:18	はい。規制庁の岩佐です。お願いします。
1:14:20	さっき吉澤さんから補足していただいたところでちょっと確認なんですけ ど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:25	今ループ室のSG側とか、RCP側と呼ばれている今の赤でハッチングされている、線量が高いところで発生した火災、
1:14:37	これも、これを
1:14:41	どこの煙感知器でと確認するかというところちょっと念のために確認したいんですけど。
1:14:46	今、そういったループ室のところで発生した火災を、
1:14:50	114 ページの図の、
1:14:53	は、Cv通路側って書いてある、
1:14:58	一番左のところの 8 は、8-2 とか 9-2 とかって書いてある煙感知器で感知をしようとしているというそういう説明ですか。
1:15:13	関西電力吉田でございます。ループ室のSG側で発生する火災について、前、前の説明では、
1:15:24	ループ室の白抜部分にある煙、これだけで感知できるということで、保安水準 0 としてたんですけども、今回はこの後抜き煙に加えて、9-2、
1:15:40	の部分にある煙、これも兼用を、
1:15:44	することで保安水準②を確保するというふうに設計を見直しています。
1:15:54	はい。規制庁の岩野です関西電力の考えは理解しました。それについても
1:15:59	資料感知資料でしっかりわかるようにしていただきたいと思い
1:16:05	そうですね。あとちょっとすいません。ループ室のところの話になったので、ちょっとお聞きしたいんですけど、今関西電力の資料の 112 ページのところですね。
1:16:16	ここのところちょっと、
1:16:26	失礼しました 116 ページのところ、
1:16:30	従ってって書いてある途中からのパラグラフのところ、
1:16:37	9、2 行目のところですね空気温度及び煙濃度 1 均一になりながら増床すること、並びにって書いてあって冷却ファンによる桐生は、
1:16:47	原子炉格納容器内で循環する設計となっていることから、感知できるみたいなそういう説明になっていて、
1:16:54	単にワンスルーで、
1:16:57	上に上がって、
1:16:59	上がる間に感知できるってことだけが理由じゃなくって、冷却ファンで何回もループするから、感知できますできるんですけどっていうそういう説明になっているように、この資料を見ると思ったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:13	設計の考え方とかがって何か変わってますか。
1:17:48	はい。関西電力吉田でございます。
1:17:52	こちらに記載している内容については確かにファンが起動していった、
1:18:01	オペフロも含めて、金融循環段階も繰り返すことで、煙濃度が均一化して、
1:18:11	ルート1の中の煙、これで感知できるというふうに、これは記載しております、その考え自体を、考え方自体は、特に変更ないんですけども、
1:18:24	今回はですね、ちょっと保安水準②で、早期にというところLower文言、削除をしたので、ちょっと時間的なところは、
1:18:39	今は対象外になってるんですけども、より早期に感知するためには、オペフロ
1:18:49	の煙、これにも期待した方が、より確実に感知できるのではないかと、いうふうにこちらは考えてちょっと設計を見直しているという次第でございます。
1:19:02	この間、当初、この資料で書いていた考え方を踏襲して、それを、
1:19:12	惚け風呂の煙にも展開した場合は確かに、都築さんがおっしゃるようになりますね、循環する基準に乗って、煙濃度が均一化されるんで、
1:19:27	受け風呂についている煙、これによって十分感知できるというところは、こちらもそのようには、
1:19:37	思ってます、ただ先ほどちょっと説明したのは、そういった循環があったとしても、やはり上部の方が煙濃度が濃いというのは、
1:19:49	そうなるのではないかとこのことを考えて、一番上の方の煙、これを感知するというふうに言っていたんですけども、
1:20:01	ちょっとその辺、どちらを選択するかというところは、またこちらが検討してもらって、資料化したいと考えています。あとただ、前回ファンの停止期間についても、
1:20:15	考慮するようになるところありましたんで、そういうのも含めて、今ちょっと設置見直しをしたという次第でございます。
1:20:35	規制庁の今野です。
1:20:38	ちょっともう一度そのもしかしてちょっと今説明されてたかもしれないんですけど、多分確認したいんですけど、ループ室っていうところでの赤ハッチングのところで、
1:20:49	火災が発生した場合に、ファンが停止していますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:54	そのときは、どの感知器で感知するってことになるんですっけ。99-2 とかっていうところにある煙感知器で感知するっていうそういう設計に、それとあと、
1:21:06	白抜きのところろう、ループ数の白抜のところにある感知器で感知するっていうそういう説明でしたっけ。
1:21:16	関西電力吉澤でございます。ループ室についてはこの白抜きの部分の煙+オペフロの9-2の煙を兼用と。
1:21:27	いうところで、いずれかで感知できるようにと、両方期待していると、いうことでございます。ていうのはループ数の中でも最下層の
1:21:39	5-1とか、その辺火災が起きれば、それは水平方向にも広がりながら、煙が上がって行って白抜部分の、
1:21:50	夕刊煙感知器でも、当然感知できるというふうに思ってますけども、7-2の部分のグレーチング面で、浅井が起きたら、
1:22:02	この白抜部分の煙では、なかなか感知しづらいんじゃないかというふうに考えてまして、そういった場合は、9-2の煙感知器で感知できるようにというふうに、
1:22:16	考えてございます。
1:22:25	はい、規制上の今野です。説明はわかりましたので、そのファンの停止した場合と、ファンが動いてる場合で、それぞれどういう理屈で、
1:22:36	どういう煙の流れがあって、どこの感知器で感知されるっていうところを、その物理的物学的なその理屈のところも踏まえて、資料に起こして、
1:22:49	次回以降説明をお願いします。
1:22:53	関西電力の方は、今のところ、今の点よろしいでしょうか。
1:23:07	関西電力熊倉です。
1:23:10	窓のファンの起動停止によって、どういうふうに感知するのかっていうところを含めて、補足説明資料の方を充実して、次回提出させていただきます。
1:25:11	あ、ちょっと、
1:25:13	すいません規制庁の今野です。
1:25:15	私の確認って今聞こえてますでしょうか。
1:25:22	発生スズキです。何か勤務を今時間が流れてました。ちょっとすみません、しゃべれなかったかもしれない。ちょっともう一度言いますねすみません。お待たせしました。規制庁の岩野です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:25:35	えっとですね今ループ室のところ、資料についてはよろしく願います。今ちょっとループ室の方に話がおよんだので、ちょっとループ室の確認をし続けてしたいんですけども。
1:25:47	今整理表のところの、ループ室のところの、
1:25:50	アナログ式でない熱感知器っていう、行の行の感知器設計のところを確認しています。ここには今ファンの起動中と停止中っていうところの、
1:26:04	ただし書きは何も書いてないので、これファンの起動中の説明をされているんなんですけど、まずその理解でよろしいでしょうか。
1:26:30	関西電力熊倉です。原子炉格納容器ループ室とカツキ室の上部なんですけれども、こちらの設計は、ファンの起動停止。
1:26:41	どちらの場合においても、同じ設計になるというふうに考えてございますので、記載、統合した形で、こちらにお示ししているものです。
1:26:58	はい。規制庁の今西町としました起動中と提出どちらも合わせてこの記載にしていると、そういうことですね。
1:27:06	承知しました。
1:27:08	ちょっと確認なんですけども、今
1:27:16	など、
1:27:17	少々お待ちください。
1:27:34	規制庁の岩野です。わかりました。今、私がちょっと記載が気になってるところはですね感知器設計のところの、上から4行目ぐらいのところからなんですけど、
1:27:47	必要な階層ごとに消防法施行規則に基づく感知面積と、感知面積と床面積から算出された個数設定させ個数設置とするとともに書いてあって、
1:28:01	今これ消防法施行規則と同じ面積割で設置しますと、そういうふうに書いてあるんですね。
1:28:07	衛藤。
1:28:09	これ、この
1:28:10	面積割りにしてかん感知器の設置面の面積割としてこの
1:28:17	消防法施行規則と同じにするした理由っていうのが、をちょっと説明していただきたいと思います。それがファンの提出の話なのか、
1:28:28	起動中の話なのかというところが関係するのであれば、どっちの場合のどういうときを考えて、こういう設計にしますみたいな説明をちょっといただきたいと思います関西電力の方、よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:51	関西電力吉田でございます。ここについてはグレーチング面につけルーことになるんですけども、
1:29:01	通常天井面作るのと同様に、同様の方法でつけるということを説明しただけでして、
1:29:11	同じようにつけることで感知できるという理屈については、ファンの起動中であれば、煙が均一化比率の濃度になって、
1:29:25	個数に限らずですね、感知できるというふうに考えてますし、あとファンの定修。
1:29:34	であってもですね、
1:29:38	その場合はオペレーティングフロアの煙に期待することになるんですけども、ですんで、特にこの感知面積とゆ床面積から算出した個数、
1:29:52	これはちょっと該当しないことになるんですけど、ファンの停止中であれば、主にオペレーティングフ煙に感期待していると。
1:30:02	いうところで考えています。
1:30:22	規制庁のようにちょっとお待ちください。
1:33:46	規制庁の米津お待たせしました、
1:33:49	と、
1:33:51	とりあえず口頭での説明は来お聞きしたんですけども、やっぱりそのファンの停止中と軌道図で、煙の流れなりっていうところの起こる現象が、
1:34:03	違うと思いますので、そのループ室で起こった火災が、ファン提出と、起動中でそれぞれ、どのような煙の流れがあって、感知されるのかっていうところはしっかり資料に起こして、
1:34:16	いただきたいと思います。その上で、そういった、
1:34:20	感知の仕方でもですね、早期には達成できないけれども、確実に感知できるんだっていうところについて、しっかり資料の中で説明をしていただきたいと思っています。
1:34:32	関西電力の方、よろしいでしょうか。
1:34:46	関西の原子力事業本部からです。
1:34:49	感知できるところ、資料に落とし込んで充実させて提出させていただきます。
1:34:58	すいません規制庁の矢内です。ありがとうございます。ちょっとすみません忘れもう1個もう1点忘れたことがあって、先ほどお聞きした消防法施行規則と同じ面積割っていうところも、ところの設置要件、
1:35:13	今設置要件として、この表の中に書いていただいていると思うんですけどその消防法施行規則と同じ面積の設置要件というのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:21	どの、どっちの場合の、どういった理屈に関してそういう設置要件をしなきゃいけないのかっていうところも、しっかりと説明をしていただきたいと思っています。
1:35:31	これについてもよろしくをお願いします。
1:35:49	関西電力の久田でございます今換地設計の部分に、換地面積と床面積から算出した個数、設置と、
1:35:59	いうふうに、設置要件のような形で記載されてますけども、保安水準②というところの達成に向けては、
1:36:10	特にこの個数が要件となるものではないというふうに考えてますんで、その辺も含めて、記載見直したいと思います。
1:36:23	規制庁の今野です。それでは、その辺ちょっと整理をよろしくをお願いします。
1:36:28	ここについて、規制庁側から、関さん鈴木さん何かあればお願いします。
1:36:35	なければ次の項目に行きたいと思い。
1:36:41	はい。特段なさそうなので、次の項目に移ります。次はですね、新燃料貯蔵庫エリアの
1:36:48	確認をしたいんですけども、
1:36:52	新燃料と同行エリアの炎感知器ですね、についてはですね、
1:36:57	3月31日の資料の10ページのところで関西電力から、前回のヒアリングで確認した内容について
1:37:08	回答が来ています。
1:37:10	資料、3月31日提出資料の資料1の、10ページですね。
1:37:18	江藤前回ですね、こちらから確認をしたのは、水面と阿藤新燃料貯蔵庫エリアのところは、消防法施行規則23条4項の対象ですよと。
1:37:33	ていう話をさせていただいて関西電力の方から法的な整理を1度、確認しますと、
1:37:40	ということで今回資料が11ページのところから、関連資料として出ています
1:37:46	で、この資料を確認するとですね、消防法施行規則じゃなかった火災防護審査基準で引かれているのは、消防法施行規則の23条4項であって、今関西電力からは、23条4項ではなくて32条の整理だということだったので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:02	そうすると我々としてはやっぱりその床面と、県水面と、あと、新燃料貯蔵庫エリアのところは、しっかり完成してくださいと、そういうふうな流れになるんですけど、
1:38:15	関西電力の方それはご理解いただけますでしょうか。
1:38:50	関西電力熊倉です。
1:38:52	ちょっとお伺いしたいんですけどもよろしいでしょうか。
1:38:57	規制庁の岩野です。よろしくお願いします。
1:39:00	はい。
1:39:00	3月24日のヒアリングのコメントとして、
1:39:06	NRAさんの方から、俺の取り扱いっていうのを何か通知文書でもいいから、ないのかと、そういうそういった趣旨のコメントをいただいて、
1:39:18	今回、
1:39:21	消防庁の通達文書というのをちょっと提示させていただきました。
1:39:25	一方この、ここに書いてある通達文書の内容ですけども、
1:39:32	弊社の方で設計にこれまでも用いてきております、火災報知設備の工事基準書ですね、こちらの方にも、この
1:39:45	通達文書を引用する形で記載がございまして、その工事検証、元に水面っていうのを、
1:39:55	の対象ではないっていうふうにみなして設計をすると、それを、それを採用するにあたっては当然原子炉、
1:40:03	別に原子炉施設の安全に影響を与えないことを説明することがセットになるとは思ってるんですけども、ちょっと引用するところを変えて対応するっていうのも、
1:40:16	NRA殿との考えと相違があるのかないのかっていうところをちょっと確認させていただきたいと思います。
1:40:26	規制庁の岩野です。結論から言うと考えには相違があります。
1:40:33	1月26日の委員会とかで話し示したのですね、4ヶ所、1月26日の委員会、そうですね。
1:40:44	前回の、すいません守谷。
1:40:47	の通達とかも含めてっていうところはちょっとこれは私の推測になるんですけども、23条4項の範囲で何か通達とか関連するものはありませんでした。ありませんかっていうのをちょっと聞いたとっていて、
1:41:04	今、この整理っていうのは、消防法施行令の32条で、全く関係ない、その関係しないところの条文を引いている内容なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:14	とりあえず双方火災防護審査基準とは、これは切り離して考えられていると思ってますっていうところが一つ。それからですね、
1:41:25	それからですね、
1:41:29	ここ、1月の26日のところで、工事基準書の内容を、工事基準書に書いてある四つのやり方について、火災防護審査基準通りの設計として、
1:41:41	整理をしたんですけどそれは、
1:41:44	工事基準書に引用されてるから良しとしていたわけではなくて工事基準書に引用されているもんな。そうですね。四つの方法について、規制委員会として認めたものであって、
1:41:56	この工事基準書にあるから、認めたとそういうわけではないので、工事基準書にあるから、大丈夫なんですっていうそういう説明は通らないと、そういう回答、そういうことになります。
1:42:07	はい。すみません。ちょっと長く話しましたが、こちらの見解です。
1:42:59	関西電力熊倉です。
1:43:02	工事基準書における設計の取り扱いというところで、
1:43:08	後、ご教示いただきましてありがとうございます。内容について承知いたしました。
1:43:14	水面を監視する設計なんですけれども、
1:43:21	水面につきましては、炎感知器で、
1:43:24	網羅的に、
1:43:27	監視するような設計として、
1:43:31	ちょっと設計をし直したいと考えてございます。
1:43:34	心のラックが設置されている部分につきましては、小浦久我、ピットの中を占領しておりまして、
1:43:45	感知器をですね設置するような箇所が、ちょっとな
1:43:51	ようなところですので、
1:43:54	今消防法施行規則通りに設置する古藤も、
1:43:59	ちょっと困難であって、また保安水準 01 のように、消防法施行規則通りに設置した場合と同等水準で安心できるような設計にすることができるのかっていう観点でも、
1:44:13	ちょっと検討中ではございますが、それが難しければ、保安水準②を適用して二つ目の感知器、
1:44:22	ベース、ごめんなさい失礼しました感知器の設計をですね、見直すこともちょっと検討したいと考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:32	はい。規制庁の今野です。よろしくお願いします。感知器の設置できない理由というところですね。それは例えばシンプル配管室の熱の時もいろいろ整理、各ヒアリングの中で確認をして整理していたと思うんですけど、
1:44:46	それと同じようにですね、しっかり設置できない理由というところを明確にしてこの表に埋めていただいたりですね資料の充実化、補足説明書の充実化をして、
1:44:56	いただいた上で、保安水準②っていうのを、どうやって達成するのかっていうところの理屈もしっかり説明をお願いします。
1:45:05	これについては、私からは以上です。
1:45:09	と、
1:45:10	S、
1:45:13	少々お待ちください。
1:46:18	はい。
1:46:19	規制庁の今野です。お待たせしましたあの1点だけちょっと注意なんですけども、今この表でって言ったところで、この感知器の表をLANを見てるんで、ちょっとこの感知器の下だけに限った。
1:46:32	説明にならないようにしていただきたいとこの感知器を受けないんだったら、次、熱とか煙とかはどうなんですかっていう、疑問が次に出てくるので、その熱とか煙も含めて、
1:46:44	もし全部置けないのであれば、どうせどうしておけないのかっていうところの説明をしっかりしていただきたいと思います。
1:46:54	これについては、私からは以上です。
1:46:57	衛藤。
1:46:59	次がですね、最後の項目に移りたいと思います。すいません関西電力熊倉ですけども、1点ちょっと報告させていただきたいんですけども。はい。
1:47:10	燃料貯蔵宇井アナログ式でない炎感知器、こちらのところで保安水準を提供するっていう話を先ほどさしていただいて、今岩野さんの方から
1:47:22	熱とか煙とか使えないのかというお話があったと思うんですけども、新燃料倉庫エリアなんですけれども天井高さがですね20メートル以上の橋となっておりますので、
1:47:33	音Ⅱ及び煙っていうのが、ちょっと採用する前を選定することが難しいと、そういうふうを考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:46	はい。規制庁の今野です。私がちょっとイメージでお聞きしたのは、新燃料貯蔵庫なくて
1:47:52	ペーパーをエレベーションオペレーションより下のところに掘ってありますけど、何かそこは蓋貸してあるような感じになってるんですね。
1:48:01	そういったそのふたが紙であって、
1:48:06	あるような、そういうような状況を踏まえても、その新燃料貯蔵庫エリアって呼ばれてラックのところの中に、感知器が設置できないってところ説明をいただきたいっていうそういう趣旨ですね。
1:48:19	すいませんちょっと私の意図伝わってますでしょうか。
1:48:30	関西電力熊倉です。
1:48:33	岩間さんの今おっしゃっていただいたことを承知しました。蓋がついているということで、CV内のRCPの鉄板開閉部た、
1:48:45	みたいなものと同じでして、回避するために、取り外したりするようなものなので、設置できないと、今そういうことを考えてございますので、保安水準の説明なり、記載の充実が必要な場合は、
1:49:00	ような点についてもしっかり記載したいと考えております。
1:49:06	はい、規制庁の今野S、それではそのようによろしく願います。
1:49:10	じゃあ、次の項目に移りたいと思います。
1:49:14	次ですね、次は
1:49:17	カツキのその整理表のについてなんですけども、
1:49:23	ちょっとこの整理表で、
1:49:26	確認したいところが2点ほどありまして、一つはですねこれ整理表、そもそもは
1:49:34	設計のその何ていうか確認のステータスを確認、しっかり共通認識を取るってところで作った、ていうところが初めてはあるんですけども、
1:49:47	今後、基本設計方針を書く上では、これが基本設計方針の2、
1:49:52	す。対応するような形になると、想像しているので、基本設計方針を書くっていう上では、
1:50:02	書く上で必要な情報をしっかり書きたいと、そういうふうな整理をこの表でしたいと。
1:50:07	そういったとき。それでそういう目的をちょっと改めて考えたときにですね。
1:50:13	今これ私はその設置についての感知器の設置についての表だと思っているんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:19	当関西電力の今の基本設計方針では、選定と設置を明確に分けていて、
1:50:27	せ、設置っていう時に見たときに、消防法施行規則通りの設置が適切でない理由というところの欄には、選定の理由が含まれているところがあるんですね。
1:50:39	ループ数のアナログ式でない熱感知器とかのところですけども、これは放射線量が高い場所の、適切な説明、適切でない説明というところの欄を見ていただくと、
1:50:51	放射線量が高い場所ICチップが含まれる感知器は、選定不可って書いてあって選定の説明がありますと、
1:50:58	これはちょっと、しっかり誤認識に相違がなければいいんですけども、その基本設計方針書く上でですね、
1:51:11	ませんで、設置の理由としてできない理由は何なのかっていうところをしっかりと認識していただいて、
1:51:20	この設置としての表を整理していただいた方が、後の基本設計方針書くときに、
1:51:28	お互いですね、理解が正しくなるん、正しい理解のまま作業に進めると思うので、ここはちょっとそういうふうに、その設置について消防法施行規則って、
1:51:37	道路に設置できない理由っていうところを、
1:51:42	選択して書いていただきたいっていうところがまず一つ。
1:51:47	一つ目、すいません一つ目、関西電力の方、いかがでしょうか。
1:51:57	浅井電力側からです。
1:52:03	感知器相施行規則通りの設置が適切でない説明のところのことを今おっしゃっていただいたと思うんですけども、
1:52:13	設置に係る
1:52:15	ところに絞って記載を、
1:52:18	適正化させていただきたいと考えています。
1:52:24	はい。規制庁の岩野です。よろしくお願ひします。当然選定があつて選定、選定できないパターンと選定はできるけど設置ができないパターンというのがそれぞれあるとは思つていて、
1:52:34	基本設計方針核の設置のところを書く上では、選定にし、設置のところ
1:52:47	に絞つて、表を整理して、基本設計方針につなげた方が
1:52:47	効率がいいという観点でちょっとコメントをしています。
1:52:51	これが一つ目です。もう1点はですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:52:55	消防法施行規則通りの設置が適切でない説明っていうところと、その一番左の列の環境条件って書いてあるところが、我々としてはその次になると思っていたんですけど、
1:53:07	いろいろ整理した結果今ちょっと表が対になってないんですね。
1:53:12	設置の場面、これは最初の1個目の指摘にもちょっと繋がる場所があるんですけど、最初、放射線が高いってということで、エリアの説明をしたんですけど、
1:53:23	ループ室の熱感知器については、結局、放射線量が高いから設置できないって理由ではなくって、
1:53:34	グレーは天井高さ8メートル以上でグレーチング面以外に設置できる場所がないから、消防法施行規則通りに設置できないってそういう説、理由になっているので、その
1:53:45	環境条件っていうのは、今言った天井高さとか、グレーチング面とかっていうところが多分、環境条件になると思うので、そこをちょっと意識して、環境条件と、
1:53:56	適切な説明という道路がつかない対比になるように、表を整理していただいて基本設計方針につなげていただいた方がいいんじゃないかと考えて、
1:54:05	それが二つ目になり、
1:54:07	これについては関西電力のいかがでしょうか。
1:55:30	関西電力吉田でございます今環境条件、
1:55:35	わあ具体的なエリアというものをまとめる形で、記載しているんですけども、今おっしゃったように、
1:55:45	感知器の種類ごとにも、
1:55:51	種類ごとに考慮すべき環境条件が異なってきますし、ですんで一番左に環境条件という優劣があるのを、ちょっと
1:56:04	組み合わせの、
1:56:06	前か後か。
1:56:08	左か右か、どっちか、ちょっと考えて、適切な場所に入れて、感知器の種類単位で、
1:56:19	考慮すべき環境条件、
1:56:23	を整理するような、
1:56:26	表2に直したいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:31	はい。規制庁の今野です。こちらの認識も同じですので、そのよう お願いします。その上で、基本設計方針についても、同じような整理を進 めて、
1:56:44	基本設計方針を書くのかなとも思っていますのでちょっとそういったと ころを念頭に置いた上で、また表の整理の方、お願いします。
1:56:52	これについて、他に何かあれば、
1:56:56	お願いします。
1:57:01	規制庁都築です。ちょっとだけ先ほど岩野が言った内容。
1:57:05	訂正しておこうと思いますけど
1:57:09	今日の資料サーンについてはセキの方から、
1:57:14	感知器の設置の設計について十分な保安水準を適用する。
1:57:20	ところについて整理をお願いしたところでしたので、その中に選定の話 が入っているかいないかってところは、
1:57:31	資料作る目的としてお願いしたところで、
1:57:34	精緻設計のことでまとめてくださいということですので、背線Dの設計と 設置の設計を分けて、
1:57:45	説明した方が効率がいいのでちょっと今野が言ったんです。これは我々 す。そういうふうにこだわるわけじゃなくて、
1:57:52	関西電力の方が基本設計方針として、それを分けて、
1:57:56	書いた方が設計方針を説明がしやすいということだったので、分けてい るのでそれに合わせて、分けられた方が、
1:58:07	いいだろうなっていうふうにイワノは言ったと思う。いうふうに理解してく ださい。我々は設置せ選定の設計と設置の設計を分けて、
1:58:18	書くべきですっていうふうに言ってるわけではないところ、ところだけご 理解ください。私からは以上です。
1:58:25	はい。規制庁の今野です。私も発言した通りなんですけど、今の関西電 力の基本設計方針だと、選定と設置を分けているので、
1:58:35	今後その方針で進めるのであれば、そういう整理をした方がいいんじゃ ないですかというそういうコメントですね。はい。
1:58:43	これで衛藤は、
1:58:46	ちょっとお待ちください。
1:58:49	何かあったか。
1:59:02	はい。規制庁の岩根さんお待たせしました。他に、これ、衛藤私が準備 した確認は以上なんですけど、他に何か確認したい事項等あればお願 いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:16	すいません規制庁の西内ですけど。
1:59:20	ちょっとすいません単純な疑問というか質問なんですけど、
1:59:25	さっきSFPの水面の花Cがあったと思いますので、
1:59:30	炎感知器って、その水面をねらっておいたときに、何か誤動作とかってしないものっていう前提で考えてるって思えばいいんですかね。
1:59:42	その誤動作の部分の設計って、どういうふうに考えればいいんですかっけっていうのをちょっとまた確認したかったんですけど。
2:01:01	はい関西電力の竹田でございます。燃料ピットエリアに設置します感知器につきましては、基本設計方針の誤作動の考慮のところにも書いてあるんですけども、
2:01:14	炎感知器の堰外性を検知するタイプを今回採用しますけれども、そこに対しまして、外構が当たらず、
2:01:23	幸運物体が近傍にない屋内の場所ということで、燃料ピットエリアそこを満足してるというふうに考えておまして、そこを考慮して、赤外線炎感知器を設置する計画としてございます。以上です。
2:01:45	規制庁西内です。なので特段、その水面っていう条件は、の誤動作に影響しないって思っているんですよっていう確認だったんですけど、そういう理解でいいですよ。
2:01:58	はい関西電力の竹田です。ご理解の通りでございます。以上です。
2:02:04	ありがとうございます承知しました。
2:02:08	金融庁鈴木です。今、今に関連して、もうちょっとだけ聞きたいんですけど、
2:02:14	炎感知器って赤外線のスペクトルの、
2:02:19	そのものを見てるだけで何か揺らぎを見てるみたいなこと。
2:02:23	じゃなかったかなって気がしたんですけど、その水面が、並み波打つかどうかわかんないけど、こういういろいろ
2:02:33	多少何かこう、
2:02:35	揺れてるような、
2:02:36	状態でも、すます赤外線がそんな出て出てるものじゃないから、そういったところには影響なくて、誤動作しないとかっていうそういう何か、
2:02:48	話っていうのは何か関係ないんですかねその誤動作防止の話す考え方として、
2:03:08	はい関西電力の竹田です。炎感知器につきましては、今のおっしゃっていただいた通り、赤外線の揺らぎの方を管理するという動作原理になってるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:21	水面につきましては、火災時の赤外線の揺らぎほど揺らぎは大きくないと。
2:03:28	いうふうに考えてございまして、誤作動はないというふうに今、我々考えてございます。以上です。
2:03:35	規制庁すげえ数理解しました。
2:03:38	今のところ先ほど感知器を選定するところの設計として、誤差防止としてその一般的な
2:03:48	外構がどうのこうのとかっていうところろ、
2:03:52	だけじゃなくて小関会社の揺らぎのその、
2:03:56	通す。
2:03:57	検知する閾値なのかよくわかんないけどそういったところに入らないようん。
2:04:03	2 がてれば大丈夫なんだ的のところは、設計方針として何かそういうのを書かれるんですかね。それとも、そもそもそんなのはこの
2:04:16	SFPの方の水面ところなんて関係ないような非常に無視できるようなレベルだからそんなところまで書く必要がないっていうようなものなんでしょうかと、どう、どの辺のそのレベル感なんでしょうか。
2:04:32	関西電力吉澤でございます。水面の水面による赤外線揺らぎ等は、特に感知性能に影響するような、
2:04:42	ものではないので、こちらとしては、基本設計方針にカクウものではないというふうに今考えております。
2:04:53	規制庁鈴木です理解しました。ありがとうございます。
2:05:00	はい。規制庁の今野です。それではこちらから確認したい事項は以上ですと。
2:05:07	次にですねちょっとスケジュールの関係に移りたいんですけど、まずえっとですね、直近の次回のちょっとヒアリングの予定として、今日、
2:05:18	こちらでもちょっと確認をして整理をしますって言った事項がいくつかあったりですね、あとあわせてちょっとこちらでも、このヒアリングで並行していくつかMaaS確認をして整理しているところがあるので、
2:05:30	それは関西電力の今回の市ヒアリングを踏まえた資料の提出を待たずに、次回のヒアリングをしたいと思っております。具体的なヒアリングの日程としては、
2:05:40	4月の12日に実施したいなとこちらは考えています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:45	で、その上で、関西電力としてまず今日のヒアリングで、むしろどれくらい出すで出せそうかっていうところを、ちょっとすいません、回答をお願いします。
2:06:46	関西電力熊倉です。次回の資料提出なんですけれども、前回ちょっとヒアリング、前回のヒアリングとかでもちょっとお話したかもしれないんですけれども、
2:06:58	来週 13 日の方で提出させていただきたいと、そういうふうを考えてございます。
2:07:22	規制庁の米津所長お待ちください。
2:08:22	はい規制庁の米津お待たせしました。スケジュールに関して、すいません関さんお願いします。
2:08:33	はい規制庁の関です。ちょっと待ってくださいね。
2:08:38	失敗しません。
2:08:42	一応なんですね
2:08:46	本件サイショ 7 日を目指し、昨日 7 日のき審査会合を目指して頑張りましょうということで、
2:08:53	ちょっと 1 回キャンもうまとまる。
2:08:57	2 週間ぐらい。
2:09:01	院長すれば何とかかなあと思っていて、それで、
2:09:06	最終的に 11 時間 21 日にと、特急で入れられるのであれば、まとまるようであれば審査会合に入れようかなと思っているというのが私たちの今の
2:09:19	引けてる線のストーリーでございます。線でありまして、それをやろうと思うと、
2:09:29	芸予
2:09:31	なにわ一、1 週間前には介護やりますよやらないですよって話を公にしないといけないので、やっぱりちょっと 12 とか 13 のところで最終判断をしないという、そういうのはサイショ判断をしないといけないんだろうなあと。
2:09:50	私の頭の中ではそう思っています。
2:09:56	はい。それでただちょっとまとまらない状態でやってもしょうがないので、まとまらない。
2:10:06	やっぱりそこが難しいようであれば、ちょっとまた、
2:10:12	少し延長かけようかなあと思いますけれども関西電力の予定感としてはちょっとその辺どう考えてるのかっていうのを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:25	2212 やった方がいい。
2:10:29	いいのか。
2:10:30	やっぱりちょっと後なのかっていうところはちょっとご意見をくださいただ、勢いだけで言われてもここばかりは困りますので、現実路線としてどういうふうを考えてるのかっていうことを込みで考えてちょっとご発言いただけますか。
2:11:12	関西電力牛島でございます。衛藤セキ様ありがとうございます。私どもとしては21の審査会合でお願いしたいと考えてございます。その上で
2:11:24	14日には何がしかのご判断ということを踏まえますと、今先ほど私どもが申し上げた13日の資料提出では、ご判断にちょっと時間がないと。
2:11:36	ということと理解をいたしました。私ども、頑張りまして、12日のですね、ちょっとどの時間体で出せるかはちょっとこれから以降頑張りますけれども、
2:11:47	10日に資料を脱しつつですね、ヒアリングをお願いできれば幸いと考えてございます。
2:12:01	はい。規制庁の関です。わかりましたじゃまず10日、まずは今からは捨てないで10日に、
2:12:09	ちょっと頑張って、
2:12:11	出される資料を見て、
2:12:14	部会が
2:12:17	ないかどうかという確認をしたいと思います。
2:12:21	私の考えとしては、やはり
2:12:26	ここまでいけば、あとはきちんと整理をしていけばいいというところに入っていてちょっとそこで停滞してるような感があるんです。
2:12:38	ですけど、とは言っても、
2:12:40	新たな論点ができるわけではなくって整理を近づけているっていう行為をしてるにしているので、新たな論点として会合する必要性は、
2:12:54	現時点ではないと思いますので、
2:12:59	12Gご提出していただく資料でちょっと待ってなければ、
2:13:05	ちょっとそこは、
2:13:07	ちょっと1日、ちょっと延期前に入るかどうかわからないですけどまああと、私としてはまとめ上げるというのをまず目標にして、それが終わり次第すぐに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:20	この表をまとめてあと基本設計方針が大体こんなところになるよねっていうところを、まずは何としてもまとめていただいて、それが共通理解になってそのところで審査会合をかけるっていう、
2:13:34	特急でねらうということで行きたいと思いますので、そこに最適に近づくような作業スケジュール、工程を組んでいただくようお願いしたいと思います私から以上になります。
2:13:55	はい。関さんありがとうございます。私どもも今おっしゃっていただいた流れに沿えるべくですね、整理表の見直しであったり、あと審査会合にかけられる
2:14:10	レベルでですね、10日にやりとりができるように、資料仕上げたいと思います。
2:14:16	頑張ります。以上です。
2:14:20	はい、わかりましたお願いします。ちょっと私すみません基本的方針の話まで突っ込んで言いましたけどこの表できないと基本的方針綺麗に書けないと思ってますんで、
2:14:29	特にこの日はこの表左から右に綺麗に埋めて間ん左の方からきちんとお互い認識が合うように作っていかないと、
2:14:39	ちゃんとした答えに最後ならないと思いますので一足最後まで言いましたけれどもその地道さっていうのは外さないようにお願いいたしますこれについてコメント求めませんのでよろしくお願いします。
2:14:53	私から以上です。ありがとうございました。
2:14:59	はい。規制庁の今野です。それではちょっとヒアリングの日程最後ちょっと、
2:15:04	こちらの方でも確認して、また、事務的に関西電力の方に後程東京支社を通じてお伝えしたいと思います。
2:15:13	私からは以上になります。
2:15:16	じゃあ、これで本日のヒアリングを終わりたいと思います。最後に関西電力から全体通して何かあればお願いします。
2:15:32	はい。関西電力原子力事業の牛島でございます。本日はありがとうございました10日の資料提出に向けて頑張りますので、あと、後程また東京支社を通じて、またヒアリングの
2:15:44	お知らせがあると、そういうふうに理解をしております。引き続きよろしくお願いします。
2:15:52	はい、規制庁の岩根承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:55	それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
---------	--------------------------------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。